

○中村芳信委員長

それでは、ただいまから中山間地域・離島振興特別委員会を開会いたします。今年度最後の委員会となります。よろしくお願いいたします。

まず、所管事項の調査に入ります。

はじめに、執行部を代表しまして、木次地域振興部長から御挨拶を受けることといたします。

木次地域振興部長。

○木次地域振興部長

おはようございます。中村委員長、角副委員長をはじめ、委員の皆様方には、中山間地域・離島振興施策などに関しまして、平素より格別の御理解、御指導を賜っており、誠にありがとうございます。

本日は、2項目、島根県過疎地域持続的発展計画の案と、来年度末をもって法の期限を迎えます有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の関係について御報告をさせていただきます。

このうち、いわゆる過疎計画の関係につきましては、11月定例会の本委員会におきまして、素案について御報告をさせていただきました。その後、委員の皆様やパブリックコメントでいただいた御意見などを踏まえまして、計画の最終案を作成したところでありますので、この後、御報告をさせていただきます。

また、いわゆる有人国境離島法につきましては、先ほども申し上げましたように、来年度末で期限を迎えますので、有人国境離島計画を新たに作成する必要が生じてまいります。本日は、その想定されるスケジュールなどにつきまして御報告をさせていただきます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○中村芳信委員長

ありがとうございました。

それでは、本委員会に関係する項目につきまして、執行部から説明を受けます。

島根県過疎地域持続的発展計画（案）について、令和8年度末に期限を迎える有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法についての以上2項目につきまして、説明を受けたいと思います。

なお、質疑は全ての説明の後、行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。お願いします。

奥田中山間地域・離島振興課長。

○奥田中山間地域・離島振興課長

それでは、地域振興部から、2つの項目について御報告いたします。

資料1ページをお願いいたします。まず、1つ目の報告事項、島根県過疎地域持続的発展計画の案について御説明をいたします。

過疎計画につきましては、前回の委員会で素案を説明して御議論いただき、その後、パブリックコメントを実施いたしました。資料の1ポツにありますように、パブリックコメントで2件の意見がありましたので、その要旨と、意見に対する県の考え方について御説明いたします。

まず、1つ目は、計画全体に対する意見として、県には、もっと数世代先の将来を考え、

次の代にも豊かな自然がもたらす恩恵をつなぐ施策を希望する。また、昭和のはじめの頃の里地・里山を目指した新たな中山間地、里地・里山の在り方を総合的に取り組んでみてはどうかとの御意見をいただきました。

この御意見に対する県の考え方ですが、御意見にもありますように、県内の中山間地域には、豊かな自然があふれ、また、古きよき歴史文化が受け継がれ、県民の皆様がいきいきと働き、暮らしていく場としてかけがえのない価値を持っております。そのため、将来を見据え、県民の皆様が安心して笑顔で暮らし続けることができるよう、過疎計画のみならず、島根創生計画や中山間地域活性化計画など他の県計画も踏まえまして、引き続き市町村とも連携・協力しながら、様々な分野において必要となる施策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、林業の振興に関する意見です。現在の森林経営では所有者の所得が少額で、森林が放置される原因になり、それを改善するには、木材の製材品を高く売り、利益を上げ、森林所有者の所得向上につながるサプライチェーンの構築が必要であり、そのため、県が中心となり、複数の市町村や団体が参加した事業推進を図るための計画を記載すべきではとの御意見をいただきました。

この御意見に対しまして、県といたしましても、サプライチェーンの構築は森林経営の収益力を高める上で重要と考えております。そのため、過疎計画におきましても、木材の需要拡大に向けて、非住宅を含めた建築物の木造化を推進するよう、林業、木材産業関係者に加え、市町村、設計士等の建築関係者、施主となり得る団体なども含めました関係づくりを進めることとしております。具体的には、今回の計画案の中で、製材工場間での連携強化や非住宅を含めた建築物の木造化に向けた関係者間の連携の推進により、製材用原木の需要拡大と安定供給を図ると明記しております。

以上2件がパブリックコメントでいただいた意見と県の考え方になります。

このほか、前回の本委員会で素案を説明した際、産業の振興の項目の地域の営農維持に向けた記載の中で、市町村の地域計画をベースにしたという表記を見直すべきではないかとの御意見をいただきました。

この御意見につきまして、地域計画は一度つくって終わりというものではなく、常にブラッシュアップしていくことを踏まえまして表現でありますので、素案のままとし、変更しておりません。

次に、資料2ページ、2ポツの素案からの主な変更点ですが、2つの指標について実績見込みなどを踏まえまして目標値の見直しを行っております。

1つ目は、結婚・子育て環境等の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進の項目にある指標で、こども家庭センター等においてサポートプランを作成している市町村数です。こちらは、令和6年度時点のプラン作成市町村数が目標値を上回ったため、令和11年度中の全市町村作成に向け、令和8年度の目標値を上方修正しております。

2つ目は、地域文化・スポーツの振興等の項目にある指標で、島根県スポーツ・レクリエーション祭等への参加人数につきまして、イベント周知や内容に工夫を凝らしたことなどにより、イベントの認知度が高まり、今後も参加人数の増加が期待されることから、目標値を上方修正しております。いずれも、表の上段が見直し後の数値で、下線部分に変更箇所となっております。なお、この変更を反映した計画案は、別冊資料として添付してお

りますので、後ほど御確認いただければと思います。

最後に、3ポツの今後の策定スケジュールですが、計画は、本日の委員会での御議論を踏まえまして3月中に確定し、ホームページなどで公表、また国へ提出する予定としております。

以上が島根県過疎地域持続的発展計画の案の概要でございます。

続きまして、資料3ページをお願いします。報告事項2項目の、令和8年度末に期限を迎える、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法について説明いたします。

まず、1ポツの法律の概要ですが、いわゆる有人国境離島法は、平成28年4月、議員立法により成立し、翌年の平成29年4月から10年間の時限立法として施行され、令和8年度末、つまり来年3月にはじめての期限を迎えます。法に基づきまして、国は有人国境離島基本方針を策定し、この国の基本方針に基づき、県は有人国境離島計画を策定しております。これまで、法に基づき、航路・航空路運賃の低廉化や輸送コストの支援、雇用機会の拡充、滞在型観光の促進などの施策を国の交付金を財源として実施することで、特定有人国境離島地域における地域社会の維持に寄与しているところでございます。

次に、2ポツの法の延長・拡充に向けた状況です。県、県議会の活動として、昨年5月と11月に国への重点要望を行い、7月と10月には、関係8都道県で構成いたします全国協議会により、国などへの要望を行っております。さらに、昨年12月には県議会の皆様による意見書が採択されたところであります。

次に、3ポツには今後の主な流れを記載しております。有人国境離島法ははじめての期限を迎えますので、これまでの離島振興法の延長・改正時のスケジュールを参考にいたしますと、6月頃には国会において改正法が成立し、9月頃には国により基本方針の骨子案が示され、来年1月頃に基本方針の案が示されるのではないかと想定しております。このスケジュールはあくまでも想定ですので、前後することもあるかと思いますが、県といたしましては、国の動向を注視しながら、有人国境離島計画の検討・策定の作業を行ってまいります。

計画案の内容などにつきましては、本委員会に適時報告いたしまして、御議論いただきたいと考えております。

地域振興部からの報告事項、2項目の説明は以上でございます。

○中村芳信委員長

それでは、質疑を受けることといたします。ただいまの説明に対しまして御意見等があればお願いいたします。なお、発言の際にはお手元のマイクのスイッチを入れて発言いただきますようお願いいたします。

野津委員。

○野津委員

すみません、有人国境離島法の件についてですが、県議会でも意見書出したところですが、先日も、自民党が何かの部会で、この議論がはじまり、そして、幹事長には地元の青木一彦参議院議員が就かれていますので、しっかり延長は当然としても、この拡充についても、最後、もう一踏ん張りの、多分私たちも、議会関係者もそうですけども、行政の皆さん方からも、もう一踏ん張りでの要望というのが大事ななと思っておりますので、

ぜひまたよろしく申し上げます。以上です。

○中村芳信委員長

奥田中山間地域・離島振興課長。

○奥田中山間地域・離島振興課長

野津委員から有人国境離島法の延長・改正について御意見をいただきました。委員おっしゃられますように、先ほど昨年からの動きについて説明をさせていただきましたけども、今後も県の重点要望、あるいは先ほど御説明しました関係8都道県による全国協議会によります要望などを経て、さらに要望をしていくとともに、改正、拡充、そういったところも、これまでも要望しておりますが、さらに要望していきたいと思っております。

○中村芳信委員長

大国委員。

○大国委員

過疎地域持続的発展計画です。この間、この委員会でも議論してきたと思うんですけども、過疎問題に取り組んで、島根県としてはもうかなりの長い年月が経ていると思います。そういう中であっても、人口減少は止まらずに、地域の衰退も歯止めがかかっているとは言えない状況です。一つ大事なことは、人口が増えたり減ったりは当然するんですけども、地域が、まさにここに書かれているとおり、持続的に発展していけるのかどうか、そのための計画がこれだと思うんですよ。国との関係でどういう計画を出すかっていうのはあると思うんですけども、ここに書かれている一つ一つの事業がありますよね、目標も設定されてますよね。じゃあ、その事業をやって、目標が達成できたら、じゃあ、その過疎地域が持続的に発展する条件が整ったかということ、そうではないだろうと言えと思うんです。やはり、ここに書かれている一つ一つの人材の育成だとか、あるいは産業振興とか交通とか生活環境、それから高齢者の保健・福祉など一つ一つが非常に、その地域で住むに当たっては大事なもので、欠くことのできないものだと思うんです。そういう中であって、この間繰り返し述べていますけれども、国全体で社会保障の制度がどうなっていくのか、それから、当然その中には医療が、あるいは高齢者福祉がどうなっていくのかっていう点で、全体で見ると、この過疎地域、中山間地域、島根県にとって、プラスの方向に動いているとは思えないんですよね。様々な負担増があったり、国民健康保険一つ取っても、地域によって乗り越えなきゃならない課題っていうのはたくさんあると思うんですよ。

そういうときに、じゃあ、過疎先進県の島根県として、国に対してやっぱり現状をリアルに分析して、しっかり物を言っていくっていうのが大事になってくると思いますし、この計画、限界があると思うんですけども、一つ一つの事業をやって、達成したら課題が解決するっていうものにはなり得てないので、やはり本質的に、地域の持続的な発展をどうすればいいのかというところの具体的なイメージができるようなことをもっと掘り下げて考えてほしいなと思ってます。これはもう農業一つ取ったってそうだと思います。医療もそうです。じゃあ、どうすれば医師が確保できて、中山間地域に分散してお住まいの方たくさんいらっしゃる中に、広く医療が行き届くようにするにはどうすればいいのかと。これ、単純にコストの比較では論じられないと思うんですよ。やっぱり日本国憲法があって、当然これは国のどの地域であっても適用されていて当たり前ですが、様々な社会保障

も行き届かせなければならぬということだと思っております。だから、これは一つの計画ではあるんですけども、やっぱり根幹の本質的な部分はしっかり捉えていただきたいなというふうに思っています。一つ一つの個別の課題っていうのはそれぞれたくさんあって、皆さんもよく御存じだと思うんで、そこを掘り下げて、知事は発信力がありますので、国全体で本来どうあるべきかというところまで踏み込んでもらえたらなと思っています。以上です。

○中村芳信委員長

奥田中山間地域・離島振興課長。

○奥田中山間地域・離島振興課長

大国委員から、過疎地域の持続的発展についての医療・福祉、あるいは農業なども含めて課題を国へ発信していくこと、これから5年後にまた法期限を迎えますので、そこに向かっての意気込みということでもあろうかと受け止めました。

おっしゃられるように過疎計画というのは、一つ一つの過疎方針、県の過疎方針に基づいて、それを達成するために、事業でありますとか、あるいはKPIも幾つか設定しております。基本目標は人口減少を食い止めるという目標。そして、それを達成するために必要な個別の目標ということで62ほど設定しておりますが、これを達成すれば全てが解決するかというと、おっしゃられるように、そうではありませんので、これは島根創生計画ですとか中山間地域活性化計画、他の県計画、その他にもありますけども、そういったところと連動させながら向かっていけないのかなというふうに思っております。

ただ、やはり過疎先進県といいますか、条件不利地域が非常に多い地域でございますので、そういったところをどのように他の地域とバランス取っていくのか。最近の報道によりますと、介護とか福祉の世界でこの条件不利地域の要件を緩和するような記事も見ましたけども、そういったところで、島根の中で、島根の過疎地域でそういったサービスをどのように持続的に継続していくかということ、そういったことを国に訴えかけていく必要があると思っております。これは地域振興部だけではなくて、全部局連携して向かっていけないといけないと思っておりますので、今後も引き続きそういった気持ちを持って向かっていきたいと思っております。

○中村芳信委員長

大国委員。

○大国委員

今の社会保障制度でいうならば、介護保険とか医療保険とかありますよね。交通も様々な法の制約があったりしますよね。今の制度の中で過疎地域、人口密度の低い地域で交通だとか医療や福祉をきちっと整備しようと思うと、やっぱり今の制度では限界が出てくると思っておりますよ。介護保険なんて、保険料やサービスの計画があっても、実際、利用者さんが一定数いないと維持できなかつたりしますので、やっぱり今の枠組みの中ではどうしても無理が生じてしまうと思うので、そういうところをリアルな実態をつかんで、自治体としての役割も大きいんですけども、本質的には国の問題になってくると思うので、そういうところを一つ一つ丁寧につかまえて、ぜひ訴えてほしいと思っております。以上です。

○中村芳信委員長

坪内委員。

○坪内委員

私も有人国境離島法の延長・拡充についてお伺いしたいんですけども、今後、拡充していくことが大事だと思うんですけど、その拡充の考え方が、航路・航空路の運賃の低廉化とか輸送コストの支援、雇用環境など、今やってる範囲を拡充していくことも大事だと思うんですけども、この範囲を超えた部分を広げていく考え方がどうなのか。ぜひそういった、そもそもの法の趣旨の対象を広げていくみたいなこともやっていかないといけないのかなというふうに思っています。

今、私も隠岐広域連合議会のほうに出させていただいて、特に医療とか介護の部分の環境厚生委員会の委員長ということで出させていただいていると思うんですけども、そういう離島における医療とか社会機能の維持とかっていうところで、医療が果たす役割は大きいので、そういった部分に対する何か拡充ってというのが、全国の協議会、同じような離島を有する都道府県の中の議論、同じような目線で中央に対して要望ができているのか、その辺の状況みたいなのが分かれば教えていただきたいですし、どういうスタンスで中央のほうに拡充を求めていくのかをちょっとお聞きしたいです。

○中村芳信委員長

奥田中山間地域・離島振興課長。

○奥田中山間地域・離島振興課長

坪内委員より、有人国境離島法の拡充に向けた動きについて御質問いただきました。

有人国境離島法につきましては、先ほども資料のほうで説明いたしましたけども、航路・航空路運賃の低廉化、あるいは輸送コストの支援、雇用機会の拡充、滞在型観光の推進といったジャンルの国の年間予算が従来50億円でしたけども、来年度の政府予算案では今55億円ということで、はじめて増額されるところでございます。そういった予算で対応するところと、法律を改正しなければ対応できないところと、2つあるかと思えます。委員おっしゃられるように、今のメニューの対象を拡充するか、そういうのは予算のほうで対応ができると思えますので、法改正は必要ないと思っています。

ただ、法改正しないと拡充ができないような内容も中にはあるかと思えます。そちらは、もう一つ、離島振興法という法律がございますので、そちらのほうで総合的に、先ほどの医療の話とかありましたけども、そういったところをカバーしておりますので、その離島振興法の内容と、離島振興法で措置すべき内容と有人国境離島法で措置すべき内容、それはちょっとすみ分けが必要かなというふうに思っております。そこら辺を今、国のほうでも、これ議員立法でございますので、今、これから与野党でそういったところが議論、調整されるのではないかというふうに考えております。

引き続き、法改正が必要な部分も含めまして、先ほども申しあげましたけども、県の重点要望、あるいは8都道県によります全国協議会、そういったところを通じて要望してまいりたいというふうに考えております。

○中村芳信委員長

成相委員。

○成相委員

いつものことながらの話で恐縮なんですけど、過疎地域の持続的発展計画について、文言自体はそれはそうだわねと同意されることだとは思いますが、しかし、現実、過疎法が

できて、昭和30年以来、もう一貫して人口減少が止められないですね。いろんな施策を打っているけど、どうしようもない。

この間、今日は農林水産部長がおられるから聞かせてもらいたいけど、農林水産業のセンサスが発表になって、今、概要版が出てますけども、この5年間で全国の経営体は30万経営体かな、100万経営体切ったですね、82万経営体ぐらいになったでしょう。それから、島根県も経営体が1万5,000から9,000ぐらいになっている。これはなぜか。いろんなあれほどお金を突っ込んで、中山間地域を大事にしますと言いながら、何でこんなにどんどんどんどん衰退していくんですか。それが1点。

それから、もう一つは、やっぱりもう少し率直に現状を話されて、それで、それに対して怖がらずに対策を講じていくという原点に返っていく必要があるんじゃないかと私は思うんですよ。どういうことか具体的に言うと、例えば私もこの間11月議会で質問しましたけども、勤労者世帯の収入と、それから農家世帯の収入比較において、農家世帯のほうが上回っていると言ったら、知事の答弁は、それは逆転していて、また少なくなっているということでした。勤労者世帯のほうが多い、農業者世帯のほうが少ない、こういう答弁でしたね。私はそれがおかしいなと思って、農林水産省の統計局へ連絡して、このデータはそういう比較に堪えるデータかということをお聞きしました。そしたら、これは、年金生活をやってる農業者が過半を占めているので、比較するのは不適切ですと、こう言われました。そういう、現状も分からなくて言うておられるとしたら、プロとして、農林水産部のそういうものに対するリテラシーが著しく不足しているんじゃないですか。もっときちっと現状認識をされて、それはもうそれを責めるものではありませんから、農業を再構築していくためには、そういうものを受け入れながら原点に立ち返るところからいかないと、農業一つ取ってもはじまらないと思います。

減反政策もです。需要と供給に基づいてつくっていきまうと言ひ張ってますね。秋田県知事は農林水産省から減反をしろといひて圧力を受けたと表明してますよ。公的な立場の人が大っぴらに言っとられますよ、そういうことの一つ一つがおかしい。だから、やっぱりこういうことは言葉だけが躍って、現実がついて来ない、認識の違いだと思ひうんですね。ですから、もう一回やり直す考えでやったらどうかと思ひます。ちょっと重い話で恐縮なんですけれど提案です。

○中村芳信委員長

山本農林水産部長。

○山本農林水産部長

2点御意見いただきました。

1つ目が、なぜ農業者が減っているのか、センサスの最新の状況を踏まえてといったところだと思います。

これは、いろいろ複合的な要因があると思ひます。断定的にどこまで言えるかというのはありますけども、一番分かりやすく言うと、今いらっしゃる農業者は高齢化がどんどん進んで離農されていくので、これを維持するためには、後継者であったり、新規に入っていく方が必要で、それがいないと当然数は減っていきますが、後継者であったり、Iターン、Uターンで来られる方の数が少ないということに尽きるかと思ひます。それはなぜかといひますと、産業的な面とその地域、住む場所としての地域的な面があると思ひて

います。その産業的な面でいいますと、やはり所得であったり、あるいは雇用できる農業はまだまだ少ないので、独立しなければいけない、自らが経営者にならなければいけないと、そうした面での課題というのがあるのだと思います。

もう一方で、地域的な面でいいますと、これはなかなか農業だけの問題ではなくて、住む場所として、農村に来ていただくという面での課題といったものがあるのだと思います。端的に、若者がどんどんいなくなるのはなぜか、いろんな要因があるのでしょうけど、一番分かりやすいのが働く場所であったり、あるいは学校であったり、修学のタイミングで外に出て戻って来ないというようなことだと思うので、代表的なものでいえば、そうした学ぶ環境であったり、働く場所であったり、そうしたことだと思っております。

2つ目の御指摘は、例えば勤労者世帯の所得の話であったり、あるいは減反政策の話であったりというのを具体例として、現状、現実をきちんと正面から見据えて、しっかり対策を講じていくべきではないかといったような御指摘だったと受け止めました。

それはまさしくおっしゃるとおりで、我々、それをやっているつもりでしたが、仮にそこが不十分な点がありましたら、今みたいに具体的なお話をいただけたら、より具体的に指摘していただければ、誤りがあれば、それは認めて、議論を前に進めていきたいと考えております。例えば今、具体例で挙げられた1つ目の勤労者世帯の話、ちょっと今手元にないので正確なことは申し上げられませんが、知事に答弁していただいたのは、もしかしたら委員と我々との間で参照するデータが、どれを参照したのかというのがちょっと違いがあったのかもしれないので、そういうことなのではないかと私は思うので、今、具体の議論はできませんけど、もしそうしたお話があれば、どのデータのどこを基にといった具体的なレベルで議論させていただければ、こうした擦れ違いもないのかなというふうに思います。

秋田県知事の減反政策の話もちょっと承知はしておりませんが、国側と、どういう言葉で言うかというところで擦れ違いが生じているのかなという印象を受けたので、具体的にどこのどこで、誰がどうか、そうした一個一個の事実を共通認識にしながら議論していけば、少し現実を踏まえた議論になり得るのかなというふうに考えております。どうぞよろしくお願いをいたします。

○成相委員

部長が、間違いを間違いとして、もし認め合うものがあつたら正していきたいということをおっしゃったので、買います、その姿勢は。

農家所得のデータの違いについては、不正確なデータをこうだと言い切って我々に言うところに問題があるんですよ。さっきお話ししたように、あなた方が用いたデータは年金生活者が入ったデータをごちゃ混ぜにしているから、絶対に下がります。それをやると、いわゆる勤労者世帯の世帯と比較すれば、低くなるに決まっているんですよ。そういうものを用いることがおかしいって私は言っているわけで、農林水産省が、統計局が、そういう資料を用いては駄目ですって言ったんですから。私はもう直接聞いてますから。それをひとつもう一回反省してほしいし、きちんとしたデータを我々に示してほしい、全て。

それから、最初の、何でこんなに人数が減ってきて、農業者が減ってきているんですかという、いろいろ原因は言われましたね、その原因を講ずべきいろんな施策を講じてこられたでしょう、だけど、よくならない、なぜだっという話ですよ。そこをもっともっと

掘り下げ、私はもう議会で言ってきました、こうすべき、ああすべきを。でも、県も国もそれは認めないから、ずっと議論が長引いてるわけですよ。そういうところの辺からやっぱり立ち返っていかないと議論も進まないし、議会と執行部の間の、農業者も消費者もこれでは板挟みになって、ちっとも事態の解決ができず、県政全体が衰退していく今の現状は止められないと私は思います

○中村芳信委員長

岸田農業経営課長。

○岸田農業経営課長

先ほど委員のほうから、以前農林水産部からお示したデータのことについて御意見ございましたけれども、委員のほうにも直接データをお示しさせていただきました。その際のデータといいますのは、委員のほうからお話のありました農業所得とサラリーマンの勤労者世帯のということで、農家所得ということのオーダーがございましたので、ある期間、一定の期間のデータを比較したものをお持ちしております。現状、県内の基幹的農業従事者の年齢別を見ますと、7割が70代以上を占めるという状況になっておりまして、高齢化が進んでおります。県内の多くの農家がそういう方々が担っているという実態の中で、そういう方々が構成員となってる農家の所得を示したものがお渡ししたデータになっていると思います。以前は農家の中に、兼業農家ですと、農業に従事していない構成員も含めたサラリーマン所得も含めた農家所得というものになっておりまして、委員が言っておられた、兼業農家のほうがもうかっているというふうな御意見を以前言われてましたけれども、それはそういった農業に関与してない人の兼業所得も含めたものが示されてましたので、農家のほうが所得が高くなるというようなデータもございました。今、それが改められて、その後、そういったのは除いて、農業に従事する人の兼業所得も含めた農家所得という形で示されております。ですので、それでも今は農家所得のほうが低くなっているという実態がございますので、基本的には県内の多くの農家の所得の実態を示してる、傾向を示してるデータとしては、細かいところの部分にはあるかもしれませんが、傾向としては示しているんじゃないかというふうに考えております。

○中村芳信委員長

成相委員。

○成相委員

所得比較をするのに、兼業農家の人たちと、勤労世帯の人たちの比較を私は言ってるわけでしょう。だけど、そこへ、農業者のほうは年金をもらってる人たちの世帯の収入もない交ぜにしているから、これはもう比較にならんデータだということを言ってるんですよ。だから、年金所得をもらっている人は外した兼業農家と、それから、現業の勤労者世帯の所得を比較するとどうですかということになる、確信が持てますか。今のようなこと言えますか。統計局はそれは言えませんが言いましたよ。それは年金生活だけ別にデータがつくってあれば別だけでも、年金所得で農業やってる人たちの所得についてのデータはつくっていないので分からない。だから、比較することはできませんと言ったんですよ。あなた今、比較して物を言っておるでしょう。だから、そこがおかしいと言ってるんですよ。

これね、大事な認識の問題ですよ。農業を、やっぱりどういう階層の人たちを農業者と認めて支援をしていくかということ、こういうこととの政策判断になってきますから。も

う今、引退して、片手間でやって、自由気ままに農業やっている人たち、これをまともな農業者として認めて農政の政策対象にしていくっていったら膨大なお金がかかりますし、政策効果上がりませんよ。農業者という人は今どんどんどんどん、全国で40万人、島根県で6,000人減りました、この5年間で。そういう数字を我々はいつもにらみながら農政を考えなきゃいけなくなると、こういうことですよ。それ、おかしいでしょう。その辺が間違ってるんですよ、農政の見方、着眼点や方策が。

○中村芳信委員長

岸田農業経営課長。

○岸田農業経営課長

委員おっしゃるように、いわゆる農業をなりわいとして経営をしていく際のものと比較ということもそれも必要だと思います。そこ、当然経営として成り立っているというのが前提になると思いますので、そういうことも必要だと思います。

一方で、島根県の場合、中山間を多く抱える中では、担い手だけで地域の農業を守れるということではございませんで、その周辺の地域の住民の方がおられて畦畔管理だとか水路の維持ということが出来るわけですし、そういった方々が、例えば若い方が家を継ぐみたいな話になったときに、じゃあ、どういう視点で残っていくか、ある程度そこは今の現状の農家の所得っていうのを、やっぱりそれが実態としてあるのかなというふうな面も持っておりますので、委員が指摘された視点も必要だと思いますけれども、いわゆるそれ以外の一般の方の所得がどうかというところの視点も必要かなというふうに思っております。

○中村芳信委員長

成相委員。

○成相委員

そういうことなどが課題、問題として我々は意識してきて、県の政策というものを見つめてきましたけど、結果が出てないんですよ。だからどうするんですかって言っている話なんです。だから、そういうことについては、もう一回原点に戻って、なぜこうなのか、こうなったのはこうだから、じゃあ、こういう状態の中からもう一回再スタートしましょうという議論が欲しいわけですよ、私は。以上。

○中村芳信委員長

田中農林水産部次長。

○田中農林水産部次長

農林水産部では、5年に1回出るセンサスは非常に重要視しておりまして、この分析というのはかなり力を入れてやっております。委員の御指摘のある農家の減少の話ですとか、農業産出額の話ですとか、随分部の中ではやっていますけども、まだまだ足りない部分もあるかと思えます。農業者の数は、全国の趨勢と同レベルか、ちょっと進んでいますけども、10年間で4割ぐらい減ってきているという現状がございます。けれども、中山間地域は踏ん張っていて、中山間地域を中心に神紅をこのたび1億3,000万円産出だとか、今、雲南で和牛のプロジェクトを仕掛けようとか、あるいは圃場整備をきっかけに法人をつくっていかうとか、そういった分析をもとにやっている部分もございますので、今以上に分析をしっかりとやりながら取組を展開したいと思っておりますので、御理解をよろしくお願ひします。

○中村芳信委員長

ほかにございますか。

吉田委員。

○吉田委員

島根県過疎地域持続的発展計画について、パブコメで林業のことが出てきましたので、いい視点だなと思ってお聞きしたいんですけども、いわゆる農業と同じように、林業においてもマーケットインっていう考え方で生産しないと駄目なわけで、所得向上のためには、原木供給だけじゃなくて、それを製材として供給していくことが、最終的には関わる人たちの所得向上につながっていくんだと思います。県におけるその部分の地産地消をですね、このサプライチェーンっていうのをしっかり構築していただきたいなと思ってます。これは人口が減少して、住宅も新規着工はもう減っていく中で、公共施設も含めた非住宅というものに本当に県産材を使っていくんだという、そういう姿勢のもとに部局が連携してほしい。

実際には、例えば何かをつくる場合に、まず、設計段階でいろんなアプローチや提案があるんでしょうけども、ある特定の工法を採用するという話がよくあるんですね。そうすると、その工法を満たすための材っていうのは県産材にないとか、パテントがかかるとかの理由で、せっかく木材を使った公共施設でも、地元産材が使えないという例があるように聞きます。最近は大分よくなりましたが、昔、隠岐では地元産材は乾燥が悪くて割れるので使えないとあって、わざわざ島外の製材を使って家建てたりしたので、地元の製材を回していくということにしっかりと力を入れていただきたいと思っています。連携強化にしっかり取り組んでいただきたい。これに対してコメントをいただきたいと思っています。

○中村芳信委員長

和田林業課長。

○和田林業課長

今の委員の御質問、御意見についてお答えをいたします。

パブリックコメントの中で書かれておりますサプライチェーンについてしっかりやるよということと、それから、島根県で、それぞれの地域で生産された木材が利用されずに県外から移入をして使われる事例があるので、そういったところへも県内の材を使えるように連携して取り組むべきではないかなということの、2点の御質問、御意見だったと思います。

まず、サプライチェーンに関係する県の取組を御紹介いたしますと、県では、原木生産から流通、加工、需要に至る各段階でハード、ソフト両面での支援を実施しております。生産されて流通する木材につきましては、A材、B材、C材、D材という呼び方を我々するんですけども、A材は製材用で、取引単価が今の相場だと大体1万4000円前後ぐらい、B材は少し下がる1万2~3000千円、以下、紙用のチップのC材と、この近年増えてまいりました燃料用が7~8,000千円、これ全て立米単価でございますけれども、それぐらいで流通をしていて、それぞれその消費先があるところがございますが、森林所有者の所得、山元に返るものをより高くするために、取引単価の高い製材用のところをしっかりとやっていこうと、それ以外のものをやめるということではなくて、製材用をしっかりと力を入れてやっていこうという取組をしておりまして、ハードの面はそれに関係をします施設整備、

ソフトの面につきましては、需要の拡大をしっかりとやっていくってところが大事になっていくと思います。県内、県外、双方についてしっかりとやっていけないということがございます。県内につきましては、8圏域で捉えておりますけれども、地域で工務店ですとか建築士、それから市町村も集めて、そこでいろんな情報の共有ですとか、県産材を使った建物を増やしていこうと議論をしたり、研修会を開いたり、そういうことに取り組んでいるところでございますので、まさに先ほど委員の御意見いただきましたような取組、しっかりと進めていきたいと思っております。

それから、もう1点の、どうしても県内、地域で生産できないものが必要になるために、県外から物が入ってくると。そういったところを改善するために、使える工法などもあるのではないかと、というようなこともございました。これにつきましても、少しそのヒントになるような取組やっておりますして、木材を積極的に使用される県外の建築士の方を今年度お招きをして、県内の建築士を対象に研修会を開いたりなど、まだまだ設計をする上で県産材を活用している可能性、余地は数多く残されてると思っておりますので、そういった場面をこれからもどんどんつくり、広げていきたいと考えております。以上でございます。

○中村芳信委員長

吉田委員。

○吉田委員

そういった販路拡大への展開や努力は評価したいと思います。川上から川下までを全体を俯瞰して、いかに付加価値を上げたものをより売っていくかという全体のマーケティングという視点からいうと、現場のほうにその情報がなかなか伝わっていないんじゃないかと私は思ってるんです。例えば一般住宅ですと、8圏域それぞれで、その域内で多分あらかたできるっていう体制はあるとは思いますが、一定数以上のものを使うとなると、もう域内で供給できないから、そこを8圏域で連携をしながら提供をしていくというサプライチェーンを何としてでもつくっていただきたいなと思います。そのためには、今年、あるいは来年は、何年後にはこういった物件が出てきますよと、公共でというような情報提供も含めて、設備投資も含めて、その生産体制に向かっていくというような全体としての将来設計というのに取り組んでいただきたいと思っております。

コメントありますか。

○中村芳信委員長

和田林業課長。

○和田林業課長

先ほどの御質問についてお答えをします。ちょっとイメージをしやすい例で申し上げますと、少し大型の公共物件が決まったような場合に、島根県の地元の製材所、単独、あるいは特定の地域だけでは供給し切れない、そういう状況になるので、情報を早く収集し、足りない部分については、ほかの圏域などとも連携をしながら県産材をしっかりと供給していく取組が必要ではないかということだと思います。

委員のおっしゃるとおりで、私が地方機関にいたときなども経験ございますが、随分早く情報をキャッチして、年数をかけて、関係者がみんな力で合わせて原材料を調達し、供給していかないといけない状況に、建築規模が大きくなればなるほどでございます。最

近の事例で申し上げますと、大田の圏域にございます道の駅のごいせ仁摩、ここについても、大田地域の製材所の皆様が協力をされて、大田の市産材を中心にして納材もされました。皆さんで協力して納材をされましたし、松江の学校建築について、松江の地域だけでは手が足りないので、県全域で、隠岐の島にも若干力を借りてというふうには聞いております。早く情報を取って、全体でカバーしながら取り組んでいくという姿勢はやっていけないといけないことだと思っておりますので、その辺りもしっかり取り組んでいきたいと思えます。

○中村芳信委員長

吉田委員。

○吉田委員

ありがとうございます。よろしくお願いします。

それから、これは答弁は要りませんが、山は宝だと思っております。それで、山の奥に行けば行くほど大径木がある。大径木が今、売り先も含めて、なかなか活用が難しいということもあって、手がつかなくなってる奥山がどんどん森としては、森林としては死んでいってるんですね。終局林に向かっている、要するに、山に入るともう真っ暗で、生命が生きていけないような山になっていく。そこに雨が降れば、土砂が流出して岩盤がむき出しになっていくような、そういうような姿になりかねませんので、その辺の奥山の大径木をいかに活用するかということは、今後も大きな課題としてぜひ取り組んでいただきたいなと思えます。ありがとうございました。

○中村芳信委員長

岸委員。

○岸委員

島根県過疎地域持続的発展計画案のほうなんですけども、この計画については、令和3年から令和12年までの10年間で、前期と後期に分けて5年間ずつ、また政策の練り直し、あるいは目標値の再設定というところが行われていると思うんですけども、2ページ目のところに、素案からの主な変更点ということで、2つほど今回変更点、掲げてありますが、実績、見込み等を踏まえた目標値の見直しってということで、現状を踏まえた上方修正なので、これはこれでいいと思うんですけども、まず、1つちょっと確認なんですけども、この計画を立てる際に、令和3年から令和12年まで、全ての数値を、目標値を設定してはじめられたのかということが1つ。

もしそうであれば、それを踏まえると、別冊でそれぞれ詳しい発展計画の中身があるんですけど、例えば、6ページのところで、年間のIターン者数の目標があるんですけども、これが現状が1,453人となっていて、それが一旦下がるんですね。そして、また後段で上がっていくというような感じになっているものがある。そしてまた、その下の交流サイト「しまっち！」によるマッチング人数についても、現状が512人なのに、それがまた下がって、また上がっていくような目標値になってるんですけども、それぞれに理由があればいいと思うんですけども、これ、まだほかにもあると思うんですけど、その辺のところのちゃんとした整合性が取れた上で施策を展開して、このようになるというふうな形でつくられているのかっていうのが分からないので、そのところ、ちょっと詳しく教えていただきたいなというふうに思えます。

○中村芳信委員長

奥田中山間地域・離島振興課長。

○奥田中山間地域・離島振興課長

個別の具体例を出していただきまして、委員のほうからK P Iの考え方について御質問をいただきました。幾つか具体の例をいただきましたけども、ちょっと総括的な考え方としてお答えをさせていただきたいと思っております。

K P I自体は、この前期、令和3年度につくりました計画のときからK P Iの設定を行っております、その直近の実績に基づいて5年間で設定をしております。これはほぼ前回のこちらの委員会でもお答えをしたんですけども、過疎地域自体が県の大半を占めているということ、松江市、出雲市の中心部以外はもう過疎地域ということになっておりますので、どうしても創生計画で設定したK P Iと同一にあるということで、ほぼ島根創生計画のK P Iと連動をしております。前回もそうなんですけども、第1期の島根創生計画、こちらのK P Iと連動させておりますし、今回の後期の過疎計画につきましては、第2期の島根創生計画、こちらのK P Iと連動させているところでございます。

先ほど資料のほうで御説明をいたしました見直しを行う2つの指標につきましては、昨日の地方創生・行財政改革調査特別委員会で報告された内容、これとリンクをしております。幾つか例を挙げられたもので、現状、令和6年度の実績が高いのに目標が下がっているようなもの、そういうものも幾つかあろうかと思っておりますけども、実績が単に一回上がっただけでは見直しというのはしておりませんで、実績が上回った場合でも、その要因が一過性のものじゃないことが確認できれば変えるんですけども、一過性のものであれば、その時点では上方修正等は行っていない状況です。先ほど、2つほど上方修正したものについては、直近も上がってますし、これからも上がっていくだろうというようなことが見込まれこともあって目標を上げている、さらに高みを目指していくということで上げているものでございます。

○中村芳信委員長

岸委員。

○岸委員

ということであれば、先ほど例として上げた、例えば年間のIターン者数、これは一過性のものと捉えていることになりまして、その下の「しまっち！」についてもそういうことになると思うんですけども、それぞれ担当の方に答えていただければありがたいです。

○中村芳信委員長

青木しまね暮らし推進課長。

○青木しまね暮らし推進課長

しまね暮らし推進課の青木です。この数値の見直しについては島根創生計画のK P Iの見直しのところでやっていく話になろうかとは思いますが、個別具体で事例出させていただきましたので、まず、「しまっち！」につきましては、令和6年度、かなり取組を進めたということで、急に伸びたということでございます。ただ、こちらについては、今後、国のほうでふるさと住民登録の制度も進んでおりますので、少しこちら辺を見ながらということで、K P Iのほうはいじっていないというところでございます。一過性なのか、これが継続した動きなのかということはあると思いますが、人口の減少も踏まえて、取りあえずK

PIについてはこのまま設定をさせていただいたところですが、ここ数年の傾向で見ましても毎年増えてきておりますので、こちらにつきましては、また適宜、創生計画のKPIの見直しの中できちんと検討していきたいと思っております。

○中村芳信委員長

岸委員。

○岸委員

ありがとうございます。おっしゃってることは分かるんですけど、やっぱりいろんな多岐にわたる政策があるんですけども、少しずつ進むような形で、目標値は目標値として、それを上回っていくっていう意気込みの中で様々な施策を展開していただけたらというふうに思います。以上でございます。

○中村芳信委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

それでは、以上で質疑は終わろうと思います。

報告事項は以上ですけれども、この際、何かございましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○中村芳信委員長

それでは以上で、所管事項の調査を終わります。

執行部の皆様には御退席をいただいて結構です。ありがとうございました。

〔執行部退席〕

○中村芳信委員長

それでは、委員間協議に入ります。

来年度の実地調査についてでございますが、県外調査を5月20日水曜日から22日金曜日までの3日間の日程で実施したいと考えております。

行程につきまして、事務局に説明させます。

○藤原書記

1枚目の中山間地域・離島振興特別委員会、中山間地域・離島振興特別委員会県外調査実施要領（案）を御覧ください。

1の調査目的につきましては、本委員会では引き続き、中山間地域・離島における諸課題の解決や中長期的な視点に立った地域の維持活性化策の検討を目的として、中山間地域の暮らしを支える経済の基盤づくりに重要な地産地消と地消地産による中山間地域・離島の地域内経済循環の仕組みづくりなど、中山間地域における経済の在り方について、県外における先進的な取組事例等について実地調査を行う予定でございます。

2の調査日程につきましては、5月20日水曜日から5月22日金曜日の2泊3日の予定でございます。

3の調査先については、5か所予定しております。

1日目の5月20日は、福井県小浜市の株式会社若狭の恵において、スマート農業、循環型農業、化学合成農薬や化学肥料を極力控えた環境に優しい米の栽培、雇用創出・確保の取組について。

2日目の21日は、富山県庁において、富山県中山間地域創生総合戦略の取組等につい

て。また、岐阜県郡上市白鳥町の特定非営利活動法人やすらぎの里いとしろにおいて、農山村振興を実現する小水力発電事業の取組、また、小水力発電の取組を起点とした持続可能な農村・まちづくり・移住人口増加の取組について。

最終日の22日は、岐阜県郡上市役所において、郡上市内の3つの木の駅プロジェクトの取組について。最後、愛知県名古屋市のコミュニティ・ユース・バンクmomomomooにおいて、お金の地産地消として、持続可能な地域づくりを目的として、融資やボランティアを通してソーシャルビジネスなど地域課題解決に取り組むNPO法人や社会起業家等を支援する取組などについて調査する予定です。

行程につきましては県外調査行程案を御覧ください。全体の移動方法は、出雲空港から名古屋小牧空港まで往復空路、現地では、愛知県、福井県、富山県、岐阜県と3日間バス移動を予定しております。

1日目は、午後、福井県の株式会社若狭の恵において調査を行った後に富山県に向かい、富山市内で宿泊の予定です。

2日目は、午前は富山県庁。その後、岐阜県郡上市へ移動し、午後はやすらぎの里いとしろで調査を行い、そのまま郡上市内で宿泊の予定です。

最終日は、午前郡上市役所で調査を行った後、愛知県へ向かい、午後はコミュニティ・ユース・バンクmomomomooで調査を行った後、名古屋小牧空港に向かって、帰途に就く予定です。

説明は以上でございます。

○中村芳信委員長

以上、お示しました。この案について御意見ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

それでは、この案を基に、詳細について詰めていきたいと思っておりますので、正副委員長にご一任いただきたいと思っております。

調査につきましては、議長へ調査派遣承認要求書を提出することとし、派遣員につきましては、できるだけ多くの方をお願いをしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、次回の委員会についてですけれども、6月定例会中に開催をしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次にその他ですが、昨年10月14日から16日に実施しました県外調査の概要をタブレットの委員間協議のフォルダに載せておりますので、また御覧いただきたいと思っております。

本日予定しております議題は以上ですが、何かこの際ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○中村芳信委員長

それでは、以上で中山間地域・離島振興特別委員会を閉会いたします。ありがとうございました。